

給与口座振込実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号。以下「給与条例」という。）第8条第2項の規定により、口座振替（給与預入を含む。以下「口座振込」という。）の方法による支払及び給与から控除する項目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(口座振込による職員の給与の額)

第2条 口座振込の方法により支払うことができる職員の給与の額は、当該職員に支払うべき給与から法律又は条例の規定の定めるところにより控除すべき額及び次条に規定するもののうち控除すべき額を差し引いた額の全部とする。

(給与から控除する項目)

第3条 給与条例第8条第3項第4号の規定により市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 千葉県市町村職員共済組合に係る生命保険料
- (2) 千葉県労働金庫の貯金の積立金
- (3) 職員団体に係る貸付金の償還金、生命保険料及び損害保険料
- (4) 市が計画に基づき実施する福利厚生事業に係る生命保険料、損害保険料、駐車場等使用料収入及び特別会費
- (5) 職員相互の親睦会費
- (6) 船橋市消防職員相互会に係る会費及び生命保険料
- (7) 日本教職員共済生活共同組合に係る掛金
- (8) 千葉県学校生活協同組合に係る生命保険料、損害保険料及び償還金
- (9) 財団法人千葉県公立学校教職員互助会に係る掛金、預金及び貸付金の償還金
- (10) 財団法人千葉県教育会館維持財団に係る拠出金

(振込口座)

第4条 口座振込の方法により給与の支払を受けようとする職員は、次条の規定による申出をする前に職員名義の普通預金口座及び貯金口座を開設していなければならない。

- 2 口座振込の方法により、振り込むことができる口座数は、2口座までとする。
- 3 第1項の規定により開設しなければならない口座は、市と指定金融機関が協議して定める金融機関でなければならない。

(口座振込の申出等)

第5条 口座振込の申出をし、又は変更しようとする職員は、給与口座振込申出書(第1号様式)に振込を希望する金額、振込を受ける預金又は貯金の口座その他振込の実施に必要な事項(申出を変更する場合にあっては、変更しようとする事項)を記載して、口座振込の方法による給与の支払を受けようとする月の前月の末日(6月、12月に支給する期末手当及び勤勉手当にあっては、前月の15日)までに市長に提出しなければならない。

(口座振込における給与の区分)

第6条 口座振込により支払うことができる給与の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の給与
- (2) 6月、12月に支給する期末手当及び勤勉手当
- (3) 改定差額

(口座振込の方法)

第7条 給与の振込は、前条に規定する区分に応じて、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 振込を一の口座に振込む方法
- (2) 振込みを千円単位で指定する額(以下「指定額」という。)と給与の額から指定額を差し引いた額との二の口座に分割して振込む方法

2 前項第2号の規定により支払われる給与の額が指定額に達しない場合には、当該指定額を振り込むべき口座に給与の全部を振り込むものとする。

(引出時刻)

第8条 口座振込の方法により職員に支払われる給与は、給与の支給日の午前10時から引き出すことができるものとする。

(口座振込不能の場合)

第9条 職員の給与の口座振込が不能となった場合の当該職員に対する給与の口座振込の方法による支払については、当該職員が改めて指定する口座又は当該職員が届け出た共済組合の各種給付金振込口座に振り込むものとする。

(口座振込の停止)

第10条 職員の給与に過誤がある場合又は特別な理由がある場合は、口座振込の方法による給与等の支払を一時停止することができる。

(振込明細書の交付)

第11条 口座振込の方法により給与の支払を受けた職員に対しては、給与の支給日に次に掲げる金額を記載した明細書を交付する。

- (1) 給料月額、手当その他の給与の種類ごとにその金額
- (2) 源泉徴収税額、社会保険料等給与から控除した金額がある場合には、項目ごとにその金額
- (3) 振込金額及び振込口座
- (4) その他必要とする事項

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成3年3月22日から施行する。
- 2 口座振込の方法による支払は、平成3年6月14日以降の給与から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年6月12日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に調製されている第1号様式用の紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に調製されている第1号様式用の紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。